

# 知的創造サイクルを活性化する人材育成への取り組み

## Developing Human Resources to Activate the Intellectual Creation Cycle



川上 溢喜<sup>\*</sup>  
Itsuki KAWAKAMI

**抄録** 平成16年10月、独立行政法人工業所有権情報・研修館の体制が拡充され、人材育成に対する新たな取り組みが始まりました。特許審査迅速化法で新たに規定された登録調査機関の調査業務実施者の育成をはじめ知的創造サイクルの活性化を支援するさまざまな人材育成への取り組みを紹介します。

### 1. はじめに

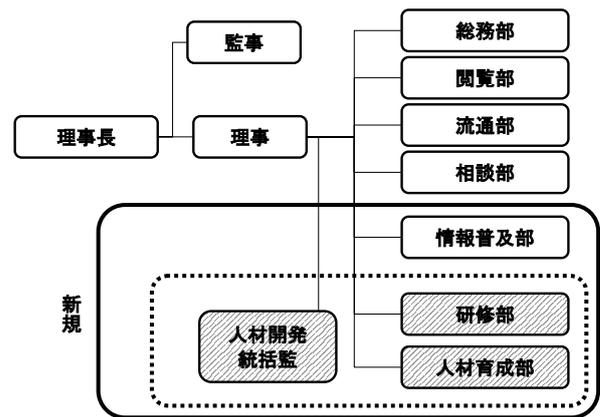
平成16年10月、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「情報・研修館」という）に3つの新しい「部」が設置されました。この新しい「部」は、特許庁から移管された業務を実施するための2つの部と、民間などで知的財産業務に携わる方々に対する人材育成を担当するために今回新たに設置された1つの部からなります。

前者は、特許庁が内部職員向けに行っていた研修・人材育成を担当する「研修部」と特許庁で生み出される特許情報の普及を担当する「情報普及部」です。後者は、特許審査迅速化法（「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」：平成16年5月28日成立）で新たに規定された、特許審査のための先行技術を調査する機関（以下、「登録調査機関」という）において調査を実施する方々（以下、「サーチャー」という）や、企業、政府機関、都道府県などで知的財産に関する業務に携わっておられる方々などの人材育成を担当する「人材育成部」です。そして、上記研修部と人材育成部が実施する人材育成事業全体を統括するために「人材開発統括監」が設けられまし

た（図1参照）。

これまで、先行技術の調査は、指定を受けた公益法人においてのみ実施されてきました。上記法律の改正により、一定の条件を満たせば民間企業でも先行技術の調査を行うことができるようになりました。このため、複数の登録調査機関のサーチャーの資質を均一に高め、共通する内容の研修

図1：情報・研修館の新体制



\* 独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材育成部長  
Director, Human Resources Development Department,  
National Center for Industrial Property Information  
and Training

を効率的に実施することが必要になりました。そこで、従来公益法人で行われていたサーチャーの研修は、情報・研修館が一元化して実施することになりました。

こうして、平成16年10月、情報・研修館は、特許庁が行う情報政策と人材育成政策を執行する機能を拡充して新たなスタートをきりました。

以下に、情報・研修館が取り組んでいる人材育成事業についてご紹介します。

## 2. 知的財産立国を実現するための人材育成

知的財産立国を実現するために知的財産の創造、保護、活用という知的創造サイクルを活性化させることが重要であることはいうまでもありません。その前提として、知的創造サイクル活性化への取り組みがさまざまな分野において広いすそ野を持った人々に支えられ、その中心（コア）には深い知識を持った人材がこうした取り組みを支援するような、いわゆるT字状の人的基盤を整備する必要があります。

そのためにまず必要なことは、知的創造サイクルの原動力としての専門家の数を増やすことです。ここでいう専門家とは、新たな創造をして発明をする側、その発明を的確な手続きで出願・代理をする側、そして、その発明を迅速・的確に審査して権利化する側の三者を指し、これらが三位一体となって原動力の源となることが求められます。

次に、専門家の知識を深めることが挙げられます。すでに知的財産に関する業務に携わっている弁理士や企業の知的財産部の方などの専門家に各々の知識をいっそう深めていただき、より質の高い手続きやよりの確な手続きを行うことによって効果的かつ効率的に特許制度を活用していただくことが必要です。

また、日本の科学技術の成果を活用する機動性

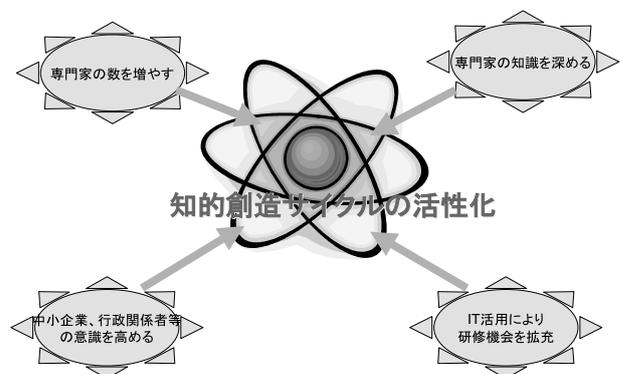
と多様性を支える中小・ベンチャー企業の方々の知的財産に対する認識を高め、この制度をいっそう活用していただくことや、各地域や分野で行政に携わる方々が知的創造サイクルの活性化を視野に入れた施策を展開していただくことも重要です。

さらに、こうした活動を支援するため、ITを利用した研修機会の拡充を図るなど、人材育成のためのインフラ整備も推進する必要があります。(図2参照)

以上の点については、「知的財産推進計画2004」(知的財産戦略本部：平成16年5月27日)において、「真の『知的財産立国』を実現するためには、創造、保護、活用、そしてそれらの活動を支える卓越した人材の育成など、国民全体の社会的参画の視点を踏まえた上で、それぞれの取組を最大限に行うことはもちろんのこと、それらを一体的、有機的な連携の下に行わなければ、知的創造サイクルを早く大きく展開させることはできない。」とされ、人材育成の観点から必要な取り組みとして、次のように整理されています。

- ①特許庁からの先行技術調査の外注を登録調査機関において円滑に実施するためには、先行技術文献の調査を行う人材（サーチャー）の育成が急務である。

図2：知的財産立国を実現するための人材育成イメージ



- ②知的財産の創造，保護，活用及び人材育成のあらゆる分野において，中小企業・ベンチャー企業向けの必要な施策を行う。
- ③知的財産に強く国際競争力のある，弁護士・弁理士を始めとした専門人材の充実を進める。
- ④ITを活用した人材育成の情報提供手法を確立する。
- ⑤研究者が質の高い特許情報等へ容易にアクセスできる環境を整備する。

### 3. 情報・研修館が行う人材育成の取り組み

これまで，特許庁は，長年にわたって特許制度や審査基準などに関する説明会等を全国各地で積極的に開催してきました。こうした制度・運用に対する周知・普及への持続的な取り組みが国民の知的財産への意識を高めるとともに，知的財産に関わるすそ野を広げ，今日の知的創造サイクルを大きく展開するための基盤の整備に大きな役割を果たしてきたことはいまでもありません。加えて，出願の代理をする弁理士を増やして出願人の利便性を高めたり，先行技術調査を支援する民間機関のサーチャーや特許の審査をする審査官を増やして審査期間を短縮する取り組みが特許庁を中心に精力的に行われています。

また，民間の研修機関においても，特許庁が発信する情報や特許に関する制度を利用するための知識を深めることによって受講者の実務に役立つような研修を実施しています。

したがって，情報・研修館が特許庁の外部の方々（以下，「外部人材」という）の人材育成の一環として実施していく研修は，官民の役割分担に配慮する必要があります。すなわち，産業界・大学等が求める知的財産人材の育成は，教育機関としての大学を含む民間の人材育成機関の活力（市場のメカニズム）に委ねるのが基本であることを踏ま

えると，外部人材の育成に関する情報・研修館の役割は，次の点にあるものと考えています。

- ・審査，審判，先行技術調査等に関して特許庁に蓄積されたノウハウを外部に提供すること
- ・特許法改正，審査基準等に関する研修など，特許庁と連携して研修を実施すること
- ・そして，民間の人材育成機関に委ねることが適切でない人材育成事業（収益性は低いが政策的に実施する必要がある事業），例えば地域の中小・ベンチャー，大学等に対する政府の人材育成政策に関すること

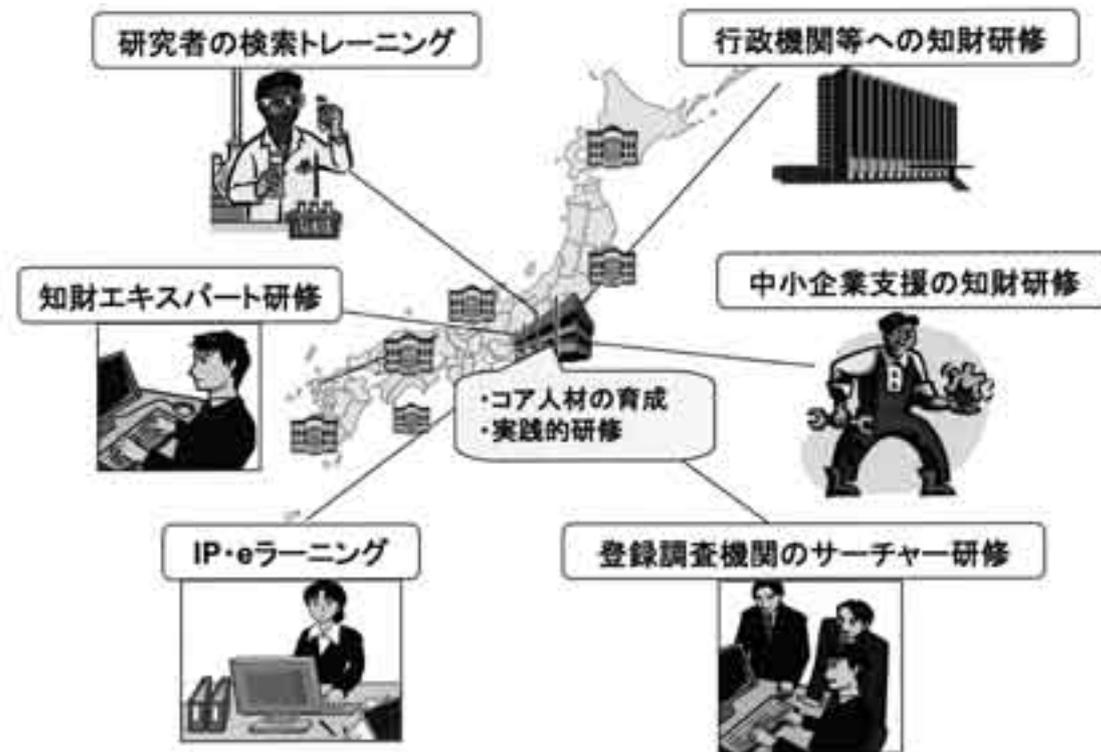
また，情報・研修館が実施する研修は，知的創造サイクルを活性化し，知的財産立国を早期に実現するための政策を執行する上での中核的な役割を担う人材あるいは中核的な役割が期待される人材（以下，「コア人材」という）の育成にも配慮しています。情報・研修館では，こうした方々が研修の成果を各地域・職場に持ち帰り，修得したことを発信し，それぞれの地域・職場で知的財産マインドを高揚していただくことを期待しています。

他方，中小・ベンチャー企業に対する研修は，知的財産の創造と活用を幅広く促すためコア人材という視点にとらわれず実施しています。

以上の点を踏まえ，情報・研修館は，外部人材に対して次のような研修の実施に取り組んでいます。（図3参照）

- ①登録調査機関のサーチャーへの研修
- ②中小・ベンチャー企業を支援する研修
- ③都道府県や国の行政機関などに対する基礎的研修や専門家の育成研修
- ④弁理士や企業の知的財産部の方などのエキスパートに対する研修
- ⑤IP・eラーニング(Industrial Property eラーニング)

図3：人材育成への取り組み



による研修支援ツールの開発  
 ⑥研究機関や企業の研究者に対する検索トレーニング（検討中）

#### 4. 人材育成の具体的取り組み

##### (1) 登録調査機関のサーチャー研修

創造・保護・活用という知的創造サイクルを活性化するための大きな課題の一つとして特許審査の迅速化があり、これを実現するため平成16年10月から民間でも一定の条件を満たす登録調査機関において先行技術調査ができるようになりました。その条件とは、サーチャーを1つの技術区分（技術分野）に10人以上そろえることです。大卒で科学技術に関する4年以上の経験、あるいは短大、高専卒で科学技術に関する6年以上の経験を有する者であって、情報・研修館が実施する研修を修了した者がサーチャーになることができます。

ところで、この新たな制度が実効あるものとし

て特許審査の迅速化に寄与するためには、サーチャーが、精度の高い調査をすることが不可欠です。情報・研修館では、特許庁の知識・ノウハウをつぎ込んでこうした先行技術調査をする人の育成に努めています。

第1回目のサーチャー研修は、平成17年1月から1ヶ月半の間、主として新たな登録調査機関の設立に関係する方々を対象に実施されました。そのカリキュラムは、特許法、審査基準、検索技術などの座学、検索のトレーニング、発明の進歩性に関する討論研修、研修の成果を活かした検索報告書作成などから構成されています。第2回目は3月に実施され、以降毎年1回以上開催されることになっています。研修生は、検索報告書の作成などサーチャーとしての実践的能力も高めた上で、筆記試験2回と面接試験（口述試験）2回のすべてについて一定以上のレベルの成績をあげると研修を修了することができ、修了証が授与されます。し

たがって、一定レベルに達しない場合には研修は未了ということになり、再度研修を受講することになります。(図4参照)

### (2) 中小・ベンチャーに対する研修

中小企業、ベンチャー企業向けに実施している研修の1つは、全国各地の商工会議所と連携して行う知的財産基礎研修(明細書・クレームの対応関係、従来技術の調査手法など)で、平成16年度は全国15カ所余りの地域で行っています(平成16年12月末までに13カ所で開催し、合計約500人にご参加頂きました)。この研修は、中小企業、ベンチャー企業に対する支援を行っている経営指導員などを対象にして実施しています。そして、この研修生には、その地域の知的財産に関するコア人材として、中小企業、ベンチャー企業を訪問する機会に知的財産制度の活用を推進し、知的財産マインドを高めていただくことを期待しています。

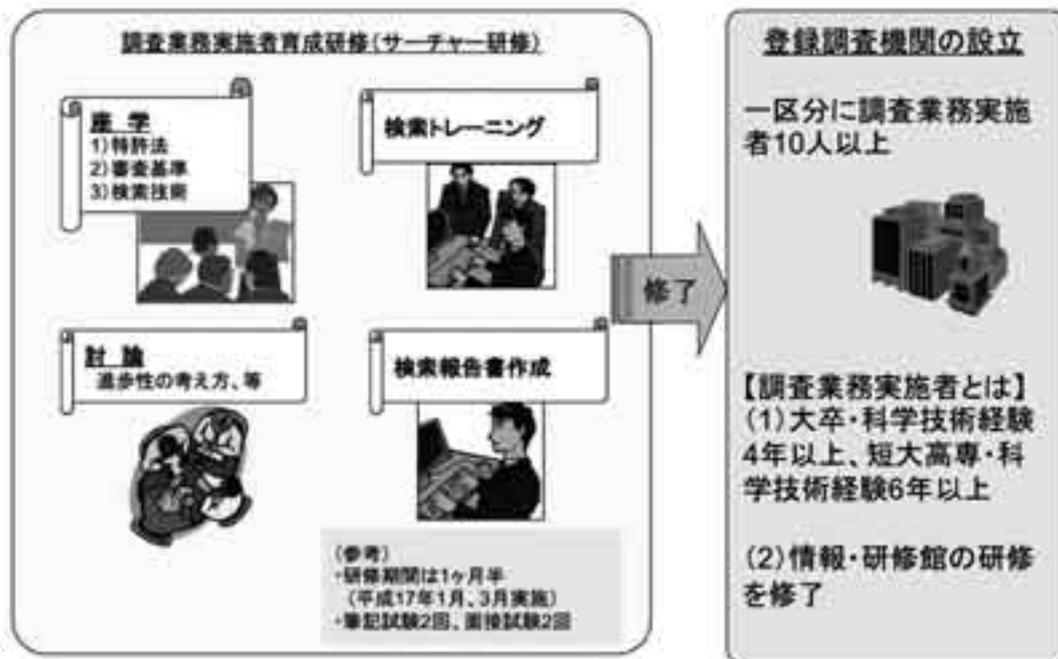
もう一つは、知的財産紛争への対応力を強化する研修です。この研修は、単なる座学を行うより

大きな効果が期待できるよう、侵害事件を模擬体験していただく形式を採用しました。この模擬体験をどのように構成するかについては、実際の侵害事件を参考にするとともに、7回にわたって専門家による委員会を開催してシナリオを作成しました。この研修を通じて、活発な生産活動をしている中小・ベンチャー企業に、知的財産紛争への備えを修得していただくと同時に、日頃の特許管理の重要性について認識を深めていただかねいがあります。平成16年度は、この形式の研修を5社の企業に対して試行的に実施し、来年度の取り組み強化に役立てる予定です。

### (3) 行政機関、都道府県、独立行政法人等に対する研修

行政機関、都道府県、独立行政法人等の方々に対しては、知的財産の基礎をご理解いただく初級者向けの研修(平成16年度3回実施)と、それぞれの機関で知的財産に関する企画立案などの業務に携わっているの方々に対する中級者向けの研修

図4：サーチャー研修の概要と登録調査機関の設立



(平成16年度1回実施)を実施しています。

いずれの研修も、1週間程度の密度の濃い研修を受けていただいた後、研修生には各地域、機関において、知的財産に関するコア人材として、知的財産制度の活用を推進し、知的財産マインドを高めていただくことを期待しています。

#### (4) 知的財産エキスパート研修

弁理士や企業の知的財産部の方などの専門家に対しては、質の高い出願や特許庁への的確な応答ができるように、特許庁の特許審査に関する知識、ノウハウを活かした高度な研修を実施してまいります。平成16年度は、その第一歩として、審査基準に関する討論型研修を平成17年2月に実施しました。平成17年度は2回の開催を予定しています。

また、産学官の技術移転を進め、企業の新商品開発や技術力向上を促進するために不可欠な技術移転に携わる人材の育成（知的財産権取引業育成支援研修）は、平成16年度も引き続き実施しており、「基礎研修」・「実務研修」・「実務者養成研修」の3種類の研修を全国各地で合計15回開催してい

ます。

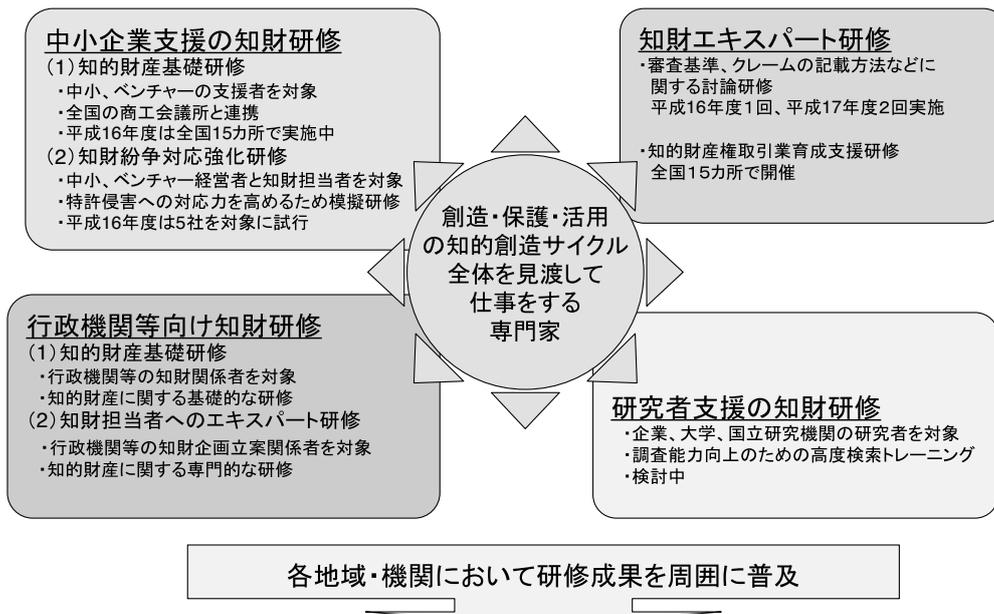
### 5. 人材育成のための支援ツールの活用

以上のような研修を支援するインフラとして、情報通信技術（IT）を利用したeラーニングの導入を開始します。情報通信技術を利用した学習や研修は、語学研修、コンピュータソフトの習熟、資格取得支援など、すでに民間では活発に利用されています。eラーニングは、ネットワークを通じて配信された教材をパソコンで受け取って学習する仕組みであり、次のような特徴があります。

- ① インターネットを利用して、いつでも、どこでも、繰り返し学習できる。
- ② 講義が簡潔明瞭で学習時間が大幅に短縮される。
- ③ いろいろな教材を必要に応じて選択して学習ができる。
- ④ よくある質問、難しい用語の解説や理解度確認テストにより理解が深まる。

ある企業で、座学の事前研修にeラーニングを

図5：情報・研修館が取り組んでいる様々な人材育成



取り入れたところ、講義の中でのディスカッションの質が上がった、質問のレベルが高くなったなどの成果をあげています。

情報・研修館では、民間で既に行われている様々なサービスの提供に留意しつつ、特許庁が保有する特許法や審査基準などに関する知識、ノウハウなどを利用したコンテンツを作成します。このため、これをIP・eラーニングと呼んでいます。

平成16年度は、インフラ整備の第一歩としてコンテンツをネットワークで利用するためのシステム開発を行うと同時に、3つのコンテンツを作成し、平成17年春から特許庁内において試行を開始する予定です。

平成17年度は、10のコンテンツを作成し、試行結果を踏まえた運用の改善を図り、特許庁内での本格的な運用を開始するとともに、特許庁外での試行を開始する予定です。なお、限られた情報インフラをシェアして利用するため、当面、必要性

の高い知的財産関係機関等にIDとパスワードを配布して利用していただく予定ですが、将来的には広く国民の知的財産インフラとなる可能性もあります。

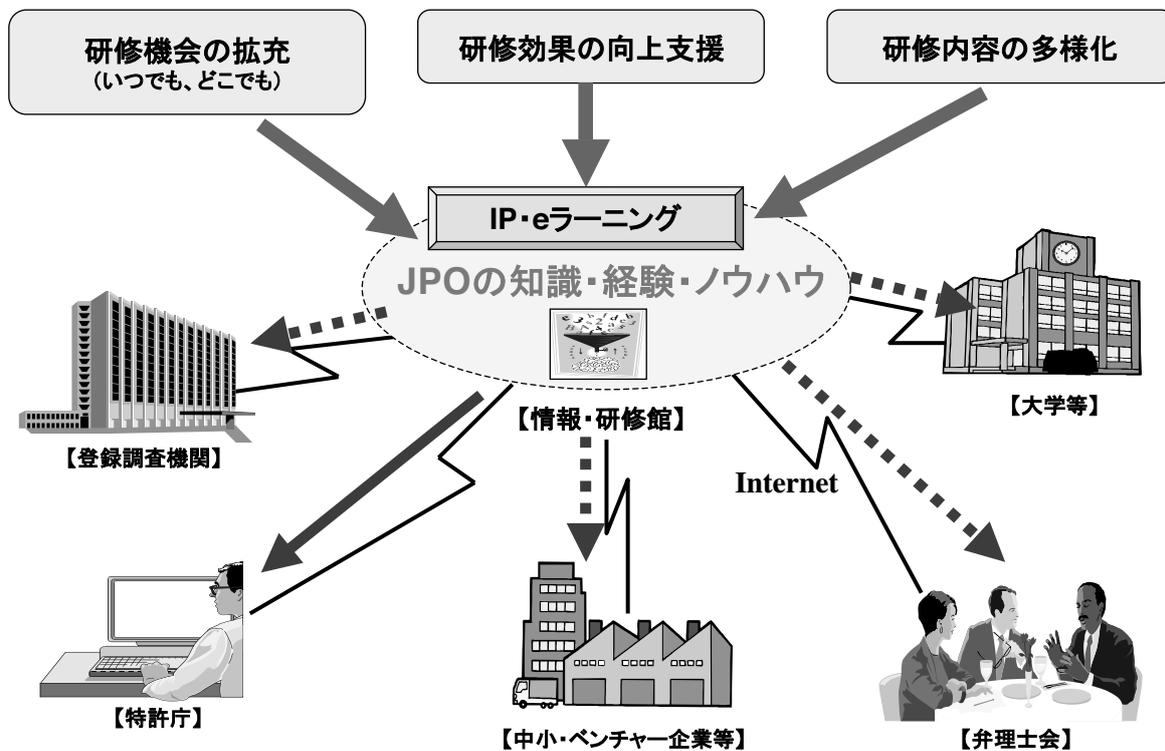
## 6. 民間の人材育成機関との連携

知的財産に係る人材育成について、特許庁は研修・人材育成に関する企画・立案を行い、情報・研修館はそれを実施しながら、両者が一体となって人材育成事業を推進する役割を担っています。

情報・研修館が上記人材育成を実施していくためには、これまで特許庁以外の機関においても知的財産関連の研修が行われていることにも配慮する必要があります。情報・研修館ではこうした機関との連携・協力を図るため、当該機関の研修担当のトップを招いて平成16年10月から定期的に「人材育成連絡会議」を開催しています。

この会議には、現在、日本知的財産協会、日本弁理士会、社団法人発明協会が参加しています。

図6：IP・eラーニングの将来の活用イメージ



会議の主な目的は次のとおりです。

- ①国と民間の役割を調整すること
- ②知的財産研修に関する情報交換を行うこと
- ③知的財産研修に関する相互協力・協調を行うこと
- ④合同研修を開催すること
- ⑤IP・eラーニングについて情報交換と協力すること

## 7. 今後の課題

知的財産に関連の人材育成については、以上述べた取り組みだけでは十分でなく、今後取り組むべき課題もたくさんあります。例えば、大学や企業の研究機関の研究者の方々に特許情報をもっと活用していただくため、特許情報の調査スキルを向上させ、効率的な創作活動を支援することが必要です。こうした要請に応えるため、特許情報を効率よく取り出すための検索トレーニングを中心とした研修を検討しています。

また、人材育成に関して外国との情報交換や協力も必要であり、将来、可能であれば、三極特許庁や日中韓の国々との間で、研修関連のカリキュラム、ノウハウ、教材などの情報交換をすることにより、相互の研修のレベルアップを図りたいと考えています。さらに、これらの国と相互に講師を派遣してお互いの実務の考え方などを学ぶことにより、制度の調和と相互理解を推進できればと思います。

## 8. おわりに

以上述べた人材育成事業は、知的財産立国の実現のため情報・研修館が推進する「情報」と「人材」の基盤整備を推進する一翼を担うものです。これらの事業を通じて、創造・保護・活用という知的創造サイクル全体を見渡して仕事をする専門家が育成され、知的創造サイクルがますます活性化することを期待しています。今後とも皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

図7：人材育成に関する関係機関との連携

